

兵庫県ソフトボール協会規約

第1章 名称、事務局及び組織

第1条 本会は兵庫県ソフトボール協会と呼称する。

第2条 本会は事務局を神戸市中央区吾妻通4丁目1-6に置く。

第3条 本会は兵庫県下の市・郡ソフトボール協会および大学連、高体連、中体連ソフトボール部をもって組織する。

第2章 目的及び事業

第4条 本会は、兵庫県におけるソフトボール界を統括し、代表する団体として（財）日本ソフトボール協会、並びに（財）兵庫県体育協会に加盟し、ソフトボール競技の普及振興を図り併せて県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 兵庫県下におけるソフトボール競技の各種大会及び会合の主催・主管または後援
- 2 各種ソフトボール競技の近畿または全国大会への兵庫県代表チームの選手派遣
- 3 公式ソフトボール規則の研究励行
- 4 公認ソフトボール審判員の育成および第3種審判員並びに兵庫県公認審判員の認定
- 5 公認ソフトボール記録員の育成
- 6 広報活動の充実
- 7 ソフトボール競技の技術向上に関する研究指導
- 8 ソフトボール競技用具の研究および施設の充実
- 9 ソフトボール競技功労者および優秀団体、選手等の表彰
- 10 その他、本会において必要と認めた事項

第3章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名	副理事長	若干名
副会長	若干名	常任理事	若干名
参与	若干名	理事	若干名
参事	若干名	会計	1名
理事長	1名	監事	2名

第7条 会長及び副会長は、理事会において推挙する。

2 理事長、副理事長、常任理事は理事の互選により選出する。

3 理事は加盟団体（支部協会・大学連・高体連・中体連）より選出する。

4 会長は理事会の承認を得て、学識経験者の中から理事を委嘱することが出来る。

5 会計および監事は理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。

第8条 会長は本会を代表して会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 理事長は理事会の議決に基づき本会の業務を掌握する。

4 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。

5 常任理事会は本会の常務を執行する。

6 理事は理事会を組織し、本会の業務を議決し執行する。

7 会計は本会の財務を掌握し、監事はこれを監査する。

第9条 会長は理事会の議を経て、名誉会長、顧問、参与、参事を委嘱することができる。

- 2 名誉会長は本会の重要事項について、会長に意見を述べることができる。
- 3 顧問は会長の諮問に応じる。
- 4 参与は加盟団体の長および会長が、学識経験者から委嘱した者とし、理事会の諮問に応じる。
- 5 参事は会長および加盟団体の長が学識経験者の中から推薦し、若干名を会長が委嘱し、理事会および常任理事会に出席して意見を述べるができる。

第10条 理事長は、理事会の承認を得て、本会の事務を処理するため、必要な事務局員を置くことができる。

第11条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。役員に欠員を生じたときは理事会の承認を得て会長がこれを補充する。但し補充役員の任期は前任者の残務期間とする。役員はその任務が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

第4章 会 議

第12条 理事会は毎年1回以上会長が招集する。

- 2 理事会の議長は原則として会長がこれにあたり、副会長、理事長がこれにかわることができる。

第13条 理事会は本会の議決機関とする。但し緊急その他の事情に応じて会長は常任理事会の召集をもってこれにかえることができる。

第14条 すべての会議は当該役員の過半数が出席しなければ開会することができない。但し会議に出席できない役員は権限一切の代行を委任することができる。

第15条 会議の議決は出席者の過半数の同意を得て決定し、可否同数のときは議長がこれをきめる。

第5章 会 計

第16条 本会の経費は次にかかげるもので支弁する。

公共団体より交付される助成金、加盟金および諸会費、事業収入、寄付金その他

第17条 本会の加盟団体及びそれに加盟するチーム、並びに本会が認定し掌握する審判員・記録員・公認指導員は、理事会の定める額の加盟金または登録金を毎年更新して納入しなければならない。

但し、一度納入されたものは如何なる理由が生じても返還しない。

第18条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第6章 細 則

第19条 本規約の条項は理事会で出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

第20条 本規約の施行に関し、必要な事項の細則は理事会の議を経て会長が別にこれを定める。

第21条 本規約は昭和33年4月 1日よりこれを施行する。

本規約は昭和41年2月14日一部改正実施する。

本規約は昭和56年3月 1日一部改正実施する。

本規約は昭和63年3月 6日一部改正実施する。

本規約は平成13年8月 4日一部改正実施する。